

平成22年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

県民文化生活部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用 類型 2
県民文化課	県立文化施設整備事業委託	文化産業交流会館の施設整備を委託(冷温水発生機運転盤等更新工事)	平成22年7月8日	財団法人滋賀県文化振興事業団	7,600,000	下記理由により(財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ
県民文化課	希望が丘文化公園施設整備事業委託	希望が丘文化公園の施設整備を委託(青年の城浴槽循環系統改修工事)	平成22年7月14日	財団法人滋賀県文化振興事業団	11,800,000	下記理由により(財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ
県民文化課	希望が丘文化公園施設整備事業委託	希望が丘文化公園の施設整備を委託(西駐車場料金自動精算機等更新工事)	平成22年7月14日	財団法人滋賀県文化振興事業団	6,700,000	下記理由により(財)滋賀県文化振興事業団以外に業務を受託する能力を有する者が存在しないため。 ・施設整備の状況を熟知している必要がある。 ・委託内容が施設の管理運営業務と密接に関わる。	2号	3イ